

平 15.12.5
基礎小 4-5

税源移譲に係る地方団体からの提言

目 次

| | |
|--|---|
| 1 税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言（抄） （全国市長会） | 1 |
| 2 国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言（抄） | 2 |
| 3 三位一体の改革に関する提言（抄）（全国知事会） | 3 |
| 4 国庫補助負担金の見直しに関する提言（第2弾）（抄） （21世紀臨調） | 4 |
| 5 「三位一体の改革」に関する地方団体からの提言 | 5 |

税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言（抄）

（平成15年10月23日 全国市長会）

| | |
|----------------|-------------------|
| 廃止して税源移譲すべき補助金 | 101件、総額約5兆8,552億円 |
| 地方への税源移譲額 | 総額約4兆9,652億円 |

4. 税源移譲について

前記「2. 補助金の廃止・縮減について」にあるように、5.9兆円程度の廃止が可能であり、少なくとも約5兆円の税源移譲を行う必要がある。

分権社会の到来に向けて、都市自治体がその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、国から地方への基幹税による税源移譲の具体化が重要であり、その際、安定した行財政運営を行っていくためには、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する必要がある。このため、次の税目の組み合わせによりバランスのよい税源移譲をする必要がある。

○ 所得税から個人住民税へ

（個人住民税の負担分担という性格を強めるため、10%程度の比例税率化を行う。）

○ 消費税から地方消費税へ

（消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲）

国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言（抄）

（平成15年11月14日 指定都市事務局）

○廃止すべき国庫補助負担金額

8.0兆円

○税源移譲額

7.2兆円

義務的事業は全額、投資的経費を中心としたその他の事業は8割

移譲と仮定した場合の最低限度必要額

三位一体の改革に関する提言（抄）

（平成15年11月18日 全国知事会）

国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの

総額8兆9,357億円

地方への税源移譲額

総額7兆9,234億円

2 税源移譲を含む税源配分の見直し

（3）税源移譲の対象となるべき税目と移譲額

税源移譲に当たっては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備え、課税標準、納税義務者が共通する所得税及び消費税から、それぞれ個人住民税及び地方消費税の基幹税への税源移譲による抜本的な税源配分を行うとともに、道路事業の補助金見直しに伴う揮発油税等の道路目的税の地方譲与税への移譲等により、地方税財源の充実強化を図ることを基本とすべきである。

所得税から住民税へ 個人住民税を10%比例税率化 移譲額 3兆円程度

消費税から地方消費税へ 地方消費税を1.5%引き上げ 移譲額 3.6兆円程度

揮発油税（2兆8千億円）の一部地方譲与税化等 移譲額 1.4兆円程度

平成16年度における「三位一体の改革に関する提言」（抄）

（平成15年11月18日 全国知事会）

国庫補助負担金を廃止

総額2兆円程度

地方へ1兆8千億円程度の税源を移譲する。

3 税源移譲の対象となるべき税目

税源移譲は、消費税から地方消費税への移譲と揮発油税（2兆8千億円）の一部の地方譲与税化等により行う。

また、所得税から個人住民税への移譲についても、国庫補助負担金の廃止の動向に見合って、実施すべきである。

国庫補助負担金の見直しに関する提言（第2弾）（抄）

（平成15年11月18日 21世紀臨調（知事・市長連合会議））

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ○廃止して地方が実施すべきもの | 9兆5,926億円（件数：424件） |
| ○移譲額（義務10割、その他8割） | 8兆8,382億円 |

2 税源移譲

（2）税源移譲の税目及び移譲額

税源移譲に当たっては、前回の緊急提言の中で、次のような考え方を示している。

- ・ 国税・地方税を通じる現行税体系の中で課税標準、納税義務者が共通する税目間での移譲を考えることが現実的、かつ、効率的であること。
- ・ 安定した地方税財政運営を可能とするため、できる限り地域的偏在が少なく、税収に安定性があり、相当の税収規模を有する基幹税目を選定することが必要であること。
- ・ これを具体化するものとして、所得税から個人住民税及び消費税から地方消費税への移譲を中心とした税源移譲を行うものとし、具体的には、地方への税源移譲額（義務10割、その他8割）8兆8382億円についての税目及び移譲額は、次のとおりである。

| | | |
|------------------------|----------------|----------|
| 所得税から個人住民税へ | 個人住民税を10%比例税率化 | 移譲額 約3兆円 |
| 消費税から地方消費税へ | 地方消費税を2%引上げ | 移譲額 約5兆円 |
| その他（揮発油税の地方譲与税化等により実施） | | 移譲額約8千億円 |

「三位一体の改革」にに関する地方団体からの提言

| | 全国知事会（15.11.18） | 指定都市（15.10.9、11.14） | 全国市長会（15.10.23） |
|---------|--|---|---|
| 検討対象 | 1兆2,082億円 ※平成15年度都道府県当初予算に計上された国庫補助負担金の総額（国予算ベース） | 1兆736億円（128項目） ※指定都市に関する国庫補助負担金 | 1兆2,724億円（123件） ※地方向け国庫補助負担金等20、4兆円のうち、市町村に直接交付され、又は都道府県を通じて市町村に交付される国庫補助負担金 |
| 廃止縮減額 | 8兆9,357億円（うち平成16年度に優先して廃止すべきもの総額2兆円程度） | 7兆9,987億円（96項目） | 5兆8,552億円（101件） |
| 国庫補助負担金 | 廃止すべき国庫補助負担金 ※金額は都道府県事業分で推計値 | 廃止すべき国庫補助負担金 ▼社会保障 ・児童保護費等負担金 3,611億円 ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,072億円等 ・精神保健対策費補助金 680億円等 ・児童保護費等補助金 1,08億円等 ・介護保険事務費交付金 305億円等 ▼教育・文化 ・義務教育費国庫負担金 2兆6,571億円 ・公立養護学校教育費国庫負担金 1,308億円 ・私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002億円等 ▼公共事業 ・地方道路整備臨時交付金 4,691億円等 ・一般国道改修費補助 1,901億円等 ・下水道事業費補助 1,769億円等 ▼産業振興 ・農業共済事業事務費負担金 529億円 ・協同農業普及事業交付金 252億円 ・農村振興対策事業費補助金 215億円等 廃止すべき国庫補助負担金として示されたもの ※金額は都道府県事業分で推計値 | 廃止すべき国庫補助負担金 ▼国庫負担金（経常的経費分野） ・児童保護費等負担金 7,662億円 ・公営住宅家賃対策等補助 1,210億円 ・身体障害者保護費負担金 1,977億円等 ▼国庫補助金（経常的経費分野） ・在宅福祉事業費補助金 1,118億円 ・交通安全対策等補助金 822億円 ・児童保護費等 644億円等 ▼国庫補助負担金（公共事業分野） ・下水道整備臨時交付金 8,435億円 ・地方道路改修費補助 1,033億円等 ・廃棄物処理施設整備費補助 1,461億円等 ▼国庫補助負担金（上記を除いた投資的経費分野） ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,351億円等 ・水道施設整備費補助 1,351億円等 ・交通安全施設等整備事業費補助 1,072億円等 ・交通安全部門等整備事業費補助 1,919億円等 平成16年度において優先して廃止すべき国庫補助負担金 ※金額は都道府県事業分で推計値 |
| 社会保障 | ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,072億円 ・身体障害者保護費負担金 441億円 ・在宅福祉事業費補助金 307億円等 | | |

| | 全国知事会（15.11.18） | 指定都市（15.10.9、11.14） | 全国市長会（15.10.23） |
|---------------|--|--|---|
| 国 庫 極 助 負 担 金 | <p>▼教育・文化 ・私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002億円 ・公立学校施設整備費補助金 1,14億円 ・要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 72億円等</p> <p>▼公共事業 ・地方道路整備臨時交付金 4,691億円 ・下水道事業費補助 1,769億円等 ・地方道改修費補助</p> <p>945億円等</p> <p>▼産業振興 ・協同農業普及事業交付金 252億円 ・農業経営対策事業費補助金 187億円 ・中小企業活性化補助金 169億円等</p> <p>(参考1) 廃止対象外とすべき国庫補助負担金</p> <p>(参考1) 現行制度を前提とすれば直ちに廃止できない国庫補助負担金</p> <p>▼国の責務において行うべき事業に対する国庫補助負担金（24項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 9兆5,388億円 ・老人医療給付費負担金 2兆2,615億円 ・療養給付費等負担金 1兆8,552億円 ・生活保護費負担金 1兆5,132億円 <p>▼特定地域に交付されるべきもので、税源移譲にならないもの</p> <p>②特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの</p> <p>③本来的に国で実施すべきもの</p> <p>④既に明示してさも と明示された の</p> <p>▼臨時巨額の財政負担が生じる事業に対する国庫補助負担金（1項目）</p> <p>285億円</p> <p>▼河川等災害復旧事業費補助 285億円（1件）</p> <p>・河川等災害復旧事業費補助</p> <p>(参考2) 今後とも引き続き検討をする国庫補助負担金（7項目）</p> <p>5,076億円 822億円 ・交通安全対策特別交付金 97億円等</p> <p>▼国の統一的保険制度に係るものであり、保険制度全般の見直しの中で検討すべき国庫補助負担金</p> <p>7兆2,181億円（9件）</p> <p>・科学試験研究費補助金 ・老人医療給付費負担金 2兆2,615億円 ・療養給付費等負担金 1兆8,552億円等</p> | <p>(参考1) 当面存続する国庫補助負担金</p> <p>▼格差なく国による統一的な措置が望まれるもの 2兆1,707億円（12件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費負担金 1兆5,132億円 ・児童扶養手当給付費負担金 2,558億円等 <p>▼河川、道路、下水道等の災害復旧のために要するもの 経費に係るものであり、予測できない臨時巨額の財政負担が生じ、引き続き、国の支援を必要とするもの</p> <p>・河川等災害復旧事業費補助</p> <p>(参考2) 制度全般の見直しの中で検討すべき国庫補助負担金</p> <p>285億円（1件）</p> | <p>(参考1) 当面存続する国庫補助負担金</p> <p>▼格差なく国による統一的な措置が望まれるもの 2兆1,707億円（12件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費負担金 1兆5,132億円 ・児童扶養手当給付費負担金 2,558億円等 <p>▼河川、道路、下水道等の災害復旧のために要するもの 経費に係るものであり、予測できない臨時巨額の財政負担が生じ、引き続き、国の支援を必要とするもの</p> <p>・河川等災害復旧事業費補助</p> <p>(参考2) 制度全般の見直しの中で検討すべき国庫補助負担金</p> <p>822億円 97億円等</p> <p>・老人医療給付費負担金 2兆2,615億円 ・療養給付費等負担金 1兆8,552億円等</p> |

| | 全国知事会（15.11.18） | 指定都市（15.10.9、11.14） | 全国市長会（15.10.23） |
|-------|--|--|--|
| 税源移譲 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫補助負担金の廃止等に伴い、地方が引き続き実施すべき事業に係るものについては、それに見合う地方への税源移譲が必要 ○ 義務的経費は所要額の全額、その他の事業は仮に現行の8割の財源措置が必要として移譲額を試算 →総額約7兆9、234億円 ○ 税源移譲対象税目と移譲額 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税から住民税へ ・個人住民税を10%比例税率化 ・消費税から地方消費税へ ・地方消費税を1.5%引き上げ ・揮発油税(2兆8千億円)の一部地方譲与税化等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方が引き続き事業等の財源については、その所要額を国から地方によつて確保することが不可欠とした税源移譲により、その他の事業は仮に8割として移譲額を試算 →約4兆9、652億円 ○ 義務的事業については10割、投資的経費を中心としたその他の事業については、仮に8割を中源移譲することとした場合について、最低限度必要な移譲額を試算 →約7兆1、517億円 ○ 地方へ移譲される税目 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税から個人住民税へ ・個人住民税を10%の比例税率化 ・消費税から地方消費税へ ・消費税の1%を地方消費税へ移譲 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要のあるものについて税源移譲 ○ 仮に「基本方針2003」に従い、義務的事業は全額、その他の事業は8割として移譲額を試算 →約4兆9、652億円 ○ 地方へ移譲された税目 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税から個人住民税へ ・個人住民税を10%の比例税率化 ・消費税から地方消費税へ ・消費税の1%を地方消費税へ移譲 |
| 地方交付税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 税源が偏在するところが避けられないことから地方交付税による財源保障及び財源調整機能を発揮することにより適切に対応することが不可欠 ○ その上で、地方公共団体に自主的かつ主体的な財政運営を促す仕組みに改善していくことが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 税源移譲による財政力格差の拡大に対応するため、地方交付税制度の機能を強化 ○ 臨時の、かつ、巨額の財政負担となる事業について、地方交付税及び起債による措置の充実 ○ 廃止すべき補助金額と税源移譲額との差額である約9,000億円については、各都市の行財政改革による効率化努力で対応。これにより、地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 税源移譲による財政力格差の拡大に対応するため、地方交付税制度の機能を強化 ○ 臨時の、かつ、巨額の財政負担となる事業について、地方交付税及び起債による措置の充実 ○ 廃止すべき補助金額と税源移譲額との差額である約9,000億円については、各都市の行財政改革による効率化努力で対応。これにより、地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制 |

「三位一体の改革」に關する地方団体からの提言

| | | 2.1世紀臨調（15.11.18） 知事・市長連合会議＜12府県知事、8市区長＞ | |
|-----------|--|---|---|
| 検討対象 | 廃止額 | 国庫補助負担金 | （参考3）制度のあり方を含め、更に検討を行う必要のあるもの |
| ※ 国庫補助負担金 | 1兆6,235億円（517件） ※ 12府県・8市区の平成15年度予算に計上されている | 国庫補助負担金 廃止べき国庫補助負担金等と明示されたもの | ・老人医療給付費負担金 ・療養給付費負担金 ・生活保護費負担金 （参考3）制度のあり方を含め、更に検討を行う必要のあるもの |
| 廃止額 | 9兆5,926億円（424件） | | |
| | 廃止して地方が実施すべきもの | | |
| | | 税源移譲額 （便宜上、義務全額、その他8割で試算） | ○ 税源移譲を行う場合、国税・地方税を通じる現行税体系の ○ 中で、課税標準が現実的、かつ、効率的 ○ 安定した地方税収を可能とするため、できる限り ○ 地域的偏在が少なく、税収に選定するこどが必要 ○ 地方への税源移譲額 （便宜上、義務全額、その他8割で試算） → 8兆8,382億円 |
| 国庫補助負担金 | 廃止すべき国庫補助負担金等と明示されたもの | 税源移譲額 （参考1）廃止して国が実施すべきもの | ○ 税源移譲の税目及び移譲額 ・所得税から個人住民税へ 個人住民税の10%比例税率化 → 移譲額約3兆円 ・消費税から地方消費税へ 地方消費税を2%引上げ → 移譲額約5兆円 ・その他（揮発油税の地方譲与税化等により実施） → 移譲額約8,000億円 （参考2）補助として継続すべきもの（制度見直しすべきものを含む） ・原爆被爆者健康管理手当交付金 ・交通安全対策特別交付金 ・電源立地特別交付金 地方交付税 |
| | | | |